



三重県公報

令和4年6月30日(木)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
26	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例	(人 事 課)	4
27	職員の高齢者部分休業に関する条例	(同)	18
28	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 行 財 政 課)	20
29	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	24
30	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(同)	42
31	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	84
32	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例	(環 境 生 活 総 務 課)	101
33	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(住 宅 政 策 課)	102
34	三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	117
35	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	120
36	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(障 が い 福 祉 課)	127
37	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	128
38	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	129
39	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	144
40	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	178
41	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	184

公布された条例のあらまし

- ◎ 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 26 号）
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後の関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 職員の高齢者部分休業に関する条例（条例第 27 号）
 - 1 地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）
 - 1 公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における 60 歳を超える職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第 30 号）
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における 60 歳を超える職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部公布の日、令和 4 年 7 月 1 日及び同年 10 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）
 - 1 循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、設置の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）
 - 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部令和 4 年 7 月 1 日及び同年 10 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）
 - 1 循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、課税標準の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（一部同年 1 月 1 日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第35号)
 - 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第36号)
 - 1 三重県身体障害者総合福祉センターの運動施設において新たに冷暖房設備を利用に供することとするため、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

- ◎ 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)
 - 1 教育職員免許法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

- ◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える公立学校職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第39号)
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える公立学校職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、令和5年4月1日(一部公布の日、令和4年7月1日及び同年10月1日)から施行することとしました。

- ◎ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、趣旨についての規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和5年4月1日(一部令和4年7月1日)から施行することとしました。

- ◎ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)
 - 1 地方公務員法の一部改正等に鑑み、趣旨についての規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布
します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十六号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條(地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 <u>地方公務員法第二十八條の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p><u>(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項(地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>又は第二十八條の六第一項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條(地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 (略)</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>地方公務員法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第十条第二号において同じ。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>三 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号) <u>第四条第一項本文又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>四 (略)</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号) <u>第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から</p>

育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の休業又は第二項本文の規定（当該非常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）である場合にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「公立学校職員勤務時間条例」という。）第十五条の規定による産前産後の休暇）により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 （略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 （略）

二 地方公務員法第二十八條の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項本文又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員

（部分休業を請求することができない職員）

第二十七条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 （略）

育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の休業又は第二項本文の規定（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十八條の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「公立学校職員勤務時間条例」という。）第十五条の規定による産前産後の休暇）により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 （略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 （略）

二 地方公務員法第二十八條の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員

（部分休業を請求することができない職員）

第二十七条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 （略）

<p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条から第二十九條までにおいて同じ。）</p>	<p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条から第二十九條までにおいて同じ。）</p>
---	---

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第三條 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一週間の勤務時間）</p> <p>第三條 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第四條 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間</p>	<p>（一週間の勤務時間）</p> <p>第三條 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第四條 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間におい</p>

<p>において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>て週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、それぞれ前条第三項又は第四項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p>	<p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が<u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、それぞれ前条第三項又は第四項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p>
<p>第五条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当</p>

該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、~~定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員~~にあつては八日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、~~定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員~~にあつては、八日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(育児短時間勤務職員等、~~定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員~~にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

二・三 (略)

2・3 (略)

(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第十九条 臨時又は非常勤職員(~~定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。~~)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会と協議して任命権者が定める。

該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、~~再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員~~にあつては八日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、~~再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員~~にあつては、八日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(育児短時間勤務職員等、~~再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員~~にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

二・三 (略)

2・3 (略)

(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第十九条 臨時又は非常勤職員(~~再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。~~)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会と協議して任命権者が定める。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（一週間の勤務時間）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「<u>定年 前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、県委員会が定める。</p> <p>4・5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、県委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、<u>定年 前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 県委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割</p>	<p style="text-align: center;">（一週間の勤務時間）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、県委員会が定める。</p> <p>4・5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、県委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 県委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割</p>

り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第五条 (略)

2 県委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、規則の定めるところにより、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第七条の二 県委員会は、第三条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員（給与条例第二条第二項の教育職員を除く。以下同じ。）の勤務時間について、規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務

り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第五条 (略)

2 県委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、規則の定めるところにより、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第七条の二 県委員会は、第三条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員（給与条例第二条第二項の教育職員を除く。以下同じ。）の勤務時間について、規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務

<p>務職員等にあつては第三条第二項の規定に基づき定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては第三条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては第三条第四項の規定に基づき定める時間) とすることができる。</p>	<p>務職員等にあつては第三条第二項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては第三条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては第三条第四項の規定に基づき定める時間) とすることができる。</p>
<p>2・3 (略) (一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</p>	<p>2・3 (略) (一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</p>
<p>第八条の三 (略)</p>	<p>第八条の三 (略)</p>
<p>2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。)として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間)となるよう勤務時間を割り振らなければならない。</p>	<p>2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。)として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間)となるよう勤務時間を割り振らなければならない。</p>
<p>3 (略) (勤務することを要しない時間の指定)</p>	<p>3 (略) (勤務することを要しない時間の指定)</p>
<p>第八条の四 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関</p>	<p>第八条の四 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関</p>

する特別措置法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなる事が明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずることができなくなつた時点の日又は講ずることができなくなる事が明らかとなつた時点の日以降において四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間)を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間あたり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間)とするものとする。

2 (略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年におい

する特別措置法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなる事が明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずることができなくなつた時点の日又は講ずることができなくなる事が明らかとなつた時点の日以降において四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間)を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間あたり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間)とするものとする。

2 (略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年におい

<p>て、次の各号に掲げる職員の区分に応じ て、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の 職員 二十日（育児短時間勤務職員等、 定年前再任用短時間勤務職員及び任期 付短時間勤務職員にあつては、その者の 勤務時間等を考慮し二十日を超えない 範囲内で規則で定める日数）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>て、次の各号に掲げる職員の区分に応じ て、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の 職員 二十日（育児短時間勤務職員等、 再任用短時間勤務職員及び任期付短時 間勤務職員にあつては、その者の勤務時 間等を考慮し二十日を超えない範囲内 で規則で定める日数）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
--	---

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第五条 職員の再任用に関する条例（平成十三年三重県条例第一号）は、廃止する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第六条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 法第二条第一項の条例で定める職員は、 次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法 律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 （略）</p> <p>三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二 百六十一号）第二十二条に規定する条件 付採用になっている職員（人事委員会規 則で定める職員を除く。）</p> <p>四 地方公務員法第二十八条の五第一項 から第四項までの規定により異動期間 （これらの規定により延長された期間 を含む。）を延長された管理監督職を占 める職員</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 法第二条第一項の条例で定める職員は、 次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法 律により任期を定めて任用される職員 （地方公務員法（昭和二十五年法律第二 百六十一号）第二十八条の四第一項又は 第二十八条の六第一項の規定により採 用される職員を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 地方公務員法第二十二条に規定する 条件付採用になっている職員（人事委員 会規則で定める職員を除く。）</p> <p>四・五 （略）</p>

3 (略)	3 (略)
-------	-------

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第七条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p>

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第八条 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年三重県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(配偶者同行休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 配偶者同行休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 地方公務員法第二十八條の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(配偶者同行休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 配偶者同行休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附

則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第一条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）」とする。

（改正後の職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 4 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第三条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第四条、第五条第二項、第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十九条の規定を適用する。

（改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 5 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第四条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第四条、第五条第二項、第七条の二第一項、第八条の三第二項、第八条の四第一項及び第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 6 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十七号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の三の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第二条 高齢者部分休業の承認は、職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限として行うものとする。

2 高齢者部分休業は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第八条第一項又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第八条第一項に規定する正規の勤務時間の始業の時刻を始期又は終業の時刻を終期として、任命権者が定める時間を単位として、申請することができる。

3 地方公務員法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、六十歳とする。

4 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(給与の減額)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第二十四条又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第二十七条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員についての職員の給与に関する条例第十三条第二項第二号又は公立学校職員の給与に関する条例第十六条第二項第二号の規定の適用については、職員の給与に関する条例第十三条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあり、及び公立学校職員の給与に関する条例第十六条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業をしている職員」とする。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を三重県職員退職

手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第一項から第五項まで又は公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第一項から第五項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、三重県職員退職手当支給条例第七条第七項及び同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」と、公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第七項及び同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（人事委員会規則への委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十八号

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）</p> <p>第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）</p> <p>第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい</p>

てその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万六千百円を超える場合には、一万六千百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ （略）

2

（略）

（ビラの作成に係る公費の支払）

第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて

てその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ （略）

2

（略）

（ビラの作成に係る公費の支払）

第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて

得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十八万六千五百円と五円十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十七万五千五百円と五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

<p>一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 <u>五百四十</u> <u>円三十一銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額</p>	<p>一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 <u>五百二十</u> <u>五円六銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額</p>
<p>二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 <u>二十七万六</u> <u>百五十五円</u>と<u>二十八円三十五銭</u>にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額</p>	<p>二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 <u>二十六万二</u> <u>千五百三十円</u>と<u>二十七円五十銭</u>にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第八条の二 法第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第一項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>（再任用職員の給料月額）</p> <p>第八条の二 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>
<p>（通勤手当）</p> <p>第十三条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>2 再任用職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第十三条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当

当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、当該職員

の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

一 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

一 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ、ハ (略)

イ、ハ (略)

二 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(自動車等の駐車のための施設(人事委員会規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。)を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金(以下この号及び第六項において「駐車料金」という。)を支払っているもの(人事委員会規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。)にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額(その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。)を加算した額)(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(駐

二 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(自動車等の駐車のための施設(人事委員会規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。)を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金(以下この号及び第七項において「駐車料金」という。)を支払っているもの(人事委員会規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。)にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額(その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。)を加算した額)(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(駐

<p>車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額)が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額)が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等(以下この項において「特急料金等」という。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。</p>	<p>3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特急等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等(以下「特急料金等」という。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。</p>
<p>4 5 7 (略) (時間外勤務手当)</p>	<p>4 5 7 (略) (時間外勤務手当)</p>
<p>第十四条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務一時間につき、第二十五条に定める勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>第十四条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務一時間につき、第二十五条に定める勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の</p>	<p>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時</p>

勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第四条第二項若しくは第三項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時

間を割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第四条第二項若しくは第三項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時

間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)
(期末手当)

第二十一条 (略)

間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)
(期末手当)

第二十一条 (略)

<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 （略）</p>
<p>3 （略）</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p> <p>5〜7 （略） （勤勉手当）</p>	<p>3 （略）</p> <p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p> <p>5〜7 （略） （勤勉手当）</p>
<p>第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項まで及び附則第十九項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この</p>	<p>第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第十九項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この</p>

<p>場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額</p>	<p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 5 (略) (特定の職員についての適用除外)</p>	<p>3 5 (略) (特定の職員についての適用除外)</p>
<p>第二十三条の二 (略)</p>	<p>第二十三条の二 (略)</p>
<p>2 第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五、第十七条の三、第十九条、第十九条の二及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>2 第十二条、第十二条の五、第十七条の三、第十九条、第十九条の二及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 23 (略) (定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</p>	<p>1 23 (略)</p>
<p>24 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第二十六項及び第二十八項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第八条第一項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第二項から第八項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。</p>	<p>(この欄は空白)</p>
<p>25 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p>	<p>(この欄は空白)</p>
<p>一 臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p>	<p>(この欄は空白)</p>
<p>二 職員の定年等に関する条例(昭和五十</p>	<p>(この欄は空白)</p>

	<p>九年三重県条例第十九号) 第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員</p>
	<p>三 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員</p>
	<p>四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p>
26	<p>法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第三十項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第二十四項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第二十八項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第二十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>
27	<p>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第八条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号</p>

	給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第八条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
28	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じた時はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
29	附則第二十七項の規定は、前項の規定について準用する。この場合において、附則第二十七項中「前項」とあるのは「附則第二十八項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
30	異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第二十六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところによ

	り、附則第二十六項及び第二十七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
31	附則第二十六項、第二十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第二十六項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
32	附則第二十六項、第二十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の額との合計額」とする。
33	附則第二十四項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。
34	附則第二十四項から前項までに定めるもののほか、附則第二十四項の規定による給料月額、附則第二十六項の規定による給料その他附則第二十四項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

務職 員	192,400	219,900	259,900	279,300	294,400	319,800	361,500	394,600	445,700	526,100
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	257,900	262,000	293,300	309,800	323,900	347,500	382,600	414,200

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	222,200	263,400	288,200	330,600	379,000

別表第四イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	300,900	343,300	397,700	470,700

別表第四ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	193,400	220,000	248,200	286,800	327,500	369,700

別表第四ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	239,800	260,100	267,300	277,500	293,800	330,900

頁						
---	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

- 二 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第二十四項から第三十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第八条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第六条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第八条の二の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第六条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第八条の二の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第十三条第二項並びに第十四条第二項及び第三項の規定を適用する。

- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第二十一条第四項の規定を適用する。

- 9 新条例第二十二條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の

額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第三号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。

10 新条例第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五、第十七条の三、第十九条、第十九条の二及び第二十三条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

12 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十二条の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料の月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十二條の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。</p>

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

13 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 9 (略)</p> <p>(職員の給与に関する条例附則第二十六項等の規定が適用される職員に関する読替え)</p> <p>10 職員の給与に関する条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料を支給される職員についての第四条の二第二項及び第五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例附則第二十六項、第二十八項、第三十項又は第三十一項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 9 (略)</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

14 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(育児短時間勤務職員等についての職員給与条例の特例)</p> <p>第十八条 育児短時間勤務職員等についての職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第八条</td> <td style="width: 35%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第三項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十三条第二項第二号</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児</td> </tr> </table>	第八条	(略)	(略)	第三項			第十三条第二項第二号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児	<p>(育児短時間勤務職員等についての職員給与条例の特例)</p> <p>第十八条 育児短時間勤務職員等についての職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第八条</td> <td style="width: 35%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第三項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第八条第二項</td> <td>とする</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>第十三条第二項第二号</td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児</td> </tr> </table>	第八条	(略)	(略)	第三項			第八条第二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第十三条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児
第八条	(略)	(略)																				
第三項																						
第十三条第二項第二号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児																				
第八条	(略)	(略)																				
第三項																						
第八条第二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																				
第十三条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児																				

(略)	(略)	(略)
第十四 条第三 項	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	育児短時間勤務職員等
(略)	(略)	(略)

(任期付短時間勤務職員についての職員
給与条例の特例)

第二十四条 任期付短時間勤務職員につい
ての職員給与条例の規定の適用につい
ては、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十三 条第二 項第二 号	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成三 年法律第百十号)第十八 条第一項の規定により 採用された同項に規定 する短時間勤務職員(以 下「任期付短時間勤務職 員」という。)
(略)	(略)	(略)
第十四 条第三 項及び 第三十 六条	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	任期付短時間勤務職員

(略)	(略)	(略)
第十四 条第三 項	再任用 短時間 勤務職 員	育児短時間勤務職員等
第十四 条第四 項	第二項 の	職員の育児休業等に関 する条例(平成四年三重 県条例第一号)第十八条 の
(略)	(略)	(略)

(任期付短時間勤務職員についての職員
給与条例の特例)

第二十四条 任期付短時間勤務職員につい
ての職員給与条例の規定の適用につい
ては、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十三 条第二 項第二 号	再任用 短時間 勤務職 員	地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成三 年法律第百十号)第十八 条第一項の規定により 採用された同項に規定 する短時間勤務職員(以 下「任期付短時間勤務職 員」という。)
(略)	(略)	(略)
第十四 条第三 項及び 第三十 六条	再任用 短時間 勤務職 員	任期付短時間勤務職員

<p>10 育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例附則第二十四項の規定の適用については、同項中「一」とする」とあるのは「勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗</p>	<p>（職員給与条例附則第二十四項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>1 9 附則</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>員</p>	<p>勤務職</p>	<p>短時間</p>	<p>再任用</p>
<p>員</p>	<p>勤務職</p>	<p>短時間</p>	<p>再任用</p>
<p>員</p>	<p>勤務職</p>	<p>短時間</p>	<p>再任用</p>
<p>員</p>	<p>勤務職</p>	<p>短時間</p>	<p>再任用</p>
<p>員</p>	<p>勤務職</p>	<p>短時間</p>	<p>再任用</p>
<p>員</p>	<p>勤務職</p>	<p>短時間</p>	<p>再任用</p>

<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>
<p>第十四項</p>	<p>第二項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十四条の</p>	<p>（略）</p>

して得た額とする」とする。	
11 任期付短時間勤務職員に対する職員給	
与 条例附則第二十四項の規定の適用につ	
いては、同項中「)とする」とあるのは「勤	
務時間条例第三条第四項の規定により定	
められたその者の勤務時間を同条第一項	
に規定する勤務時間で除して得た数を乗	
じて得た額とする」とする。	

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第一条 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が職員について定められている勤務日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者(次項において「再任用職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が職員について定められている勤務日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上</p>

による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当)

第二条の四 退職した者に対する退職手当

の額は、次条から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第八条の三第八項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第五項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜三 (略)

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤

の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当)

第二条の四 退職した者に対する退職手当

の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第八条の三第八項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第五項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜三 (略)

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤

<p>続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p>	<p>一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p>
<p>二（略）</p>	<p>二（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>（二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p>	<p>（二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p>
<p>第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p>	<p>一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p>
<p>二（略）</p>	<p>二（略）</p>
<p>2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p>	<p>（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p>
<p>第五条の二 退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第</p>	<p>第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定</p>

一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十二項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者(を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額
の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者のうち、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替	読み替	読み替える字句
える規	えられ	

をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者のうち、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替	読み替	読み替える字句
える規	えられ	

定	る	字	句
(略)	(略)	(略)	(略)
(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)			
<p>第五條の三の二 第五條の二(前條において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五條の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同條中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六條の四第一項の規定による任命(第五條の三の二及び附則第十二項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六條の四第一項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五條の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同條並びに前條の表第五條の二第一項第一号の項及び第五條の二第一項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。</p>			
(退職手当の基本額の最高限度額)			

定	る	字	句
(略)	(略)	(略)	(略)
(退職手当の基本額の最高限度額)			

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第六条の二 第五条の二第一項(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に六十を乗じて得た額

二 (略)

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第六条の二	第五条の二第一項(略)	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項(略)
同項の		第五条の三の規定によ

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 (略)

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第六条の二	第五条の二第一項(略)	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の(略)
同項の		同条の規定により読み

第六條の二第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額	り読み替えて適用する同項の
	(第五條の三の二において読み替えて適用する場合にあつては、特	定減額前俸給月額(同	條の規定により読み替
(略)	(略)	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第六條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五條の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月から

第六條の二第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額	替えて適用する同項の
	(略)	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第六條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五條の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月から

その者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この条において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 九 （略）

2 6 （略）

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 四 （略）

2 （略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する

その者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 九 （略）

2 6 （略）

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 四 （略）

2 （略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する

意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から二十年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 (略)

2 14 (略)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第九条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に

意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 (略)

2 14 (略)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第九条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条および第二十一条または船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に

応じ、当該各号に定める期間」とあるのは
 「当該退職した職員を同法第十五条第一
 項に規定する受給資格者と、当該退職した
 職員の基準勤続期間の年月数を同法第二
 十二条第三項に規定する算定基礎期間の
 年月数と、当該退職の日を同法第二十条第
 一項第一号に規定する離職の日と、特定退
 職者を同法第二十三条第二項に規定する
 特定受給資格者とみなして同法第二十条
 第一項を適用した場合における同項各号
 に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各
 号に定める期間と、求職の申込みをしない
 ことを希望する一定の期間（一年を限度と
 する。）に相当する期間を合算した期間（当
 該求職の申込みをしないことを希望する
 一定の期間内に求職の申込みをしたとき
 は、当該退職した職員を同法第十五条第一
 項に規定する受給資格者と、当該退職した
 職員の基準勤続期間の年月数を同法第二
 十二条第三項に規定する算定基礎期間の
 年月数と、当該退職の日を同法第二十条第
 一項第一号に規定する離職の日と、特定退
 職者を同法第二十三条第二項に規定する
 特定受給資格者とみなして同法第二十条
 第一項を適用した場合における同項各号
 に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各
 号に定める期間に当該退職の日の翌日か
 ら当該求職の申込みをした日の前日まで
 の期間に相当する期間を加算した期間）」
 と、「当該期間内」とあるのは「当該合算
 した期間内」と、前項中「支給期間」とあ
 るのは「支給期間と、求職の申込みをしな
 いことを希望する一定の期間（一年を限度
 とする。）に相当する期間を合算した期間
 （当該求職の申込みをしないことを希望
 する一定の期間内に求職の申込みをした
 ときは、支給期間に当該退職の日の翌日か
 ら当該求職の申込みをした日の前日まで
 の期間に相当する期間を加算した期間）」

応じ、当該各号に定める期間」とあるのは
 「当該退職した職員を同法第十五条第一
 項に規定する受給資格者と、当該退職した
 職員の基準勤続期間の年月数を同法第二
 十二条第三項に規定する算定基礎期間の
 年月数と、当該退職の日を同法第二十条第
 一項第一号に規定する離職の日と、特定退
 職者を同法第二十三条第二項に規定する
 特定受給資格者とみなして同法第二十条
 第一項を適用した場合における同項各号
 に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各
 号に定める期間と、求職の申込みをしない
 ことを希望する一定の期間（一年を限度と
 する。）に相当する期間を合算した期間（当
 該求職の申込みをしないことを希望する
 一定の期間内に求職の申込みをしたとき
 は、当該退職した職員を同法第十五条第一
 項に規定する受給資格者と、当該退職した
 職員の基準勤続期間の年月数を同法第二
 十二条第三項に規定する算定基礎期間の
 年月数と、当該退職の日を同法第二十条第
 一項第一号に規定する離職の日と、特定退
 職者を同法第二十三条第二項に規定する
 特定受給資格者とみなして同法第二十条
 第一項を適用した場合における同項各号
 に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各
 号に定める期間に当該退職の日の翌日か
 ら当該求職の申込みをした日の前日まで
 の期間に相当する期間を加算した期間）」
 と、「当該期間内」とあるのは「当該合算
 した期間内」と、前項中「支給期間」とあ
 るのは「支給期間と、求職の申込みをしな
 いことを希望する一定の期間（一年を限度
 とする。）に相当する期間を合算した期間
 （当該求職の申込みをしないことを希望
 する一定の期間内に求職の申込みをした
 ときは、支給期間に当該退職の日の翌日か
 ら当該求職の申込みをした日の前日まで
 の期間に相当する期間を加算した期間）」

とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

5 ～ 7 （略）

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 ～ 四 （略）

五 公共職業安定所、職業安定法第四十条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 （略）

9 ～ 14 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払わ

とする。

5 ～ 7 （略）

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 ～ 四 （略）

五 公共職業安定所、職業安定法第四十条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 （略）

9 ～ 14 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払わ

れていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 ～ 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていな

れていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 ～ 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていな

ければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 （略）

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと

2 ～ 6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）

ければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これら規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 （略）

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと

2 ～ 6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退

に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する三重県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する三重県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6 ～ 8 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>6 ～ 8 (略)</p> <p>附 則</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日以後の退職による退職手当について適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日以後の退職による退職手当について適用する。ただし、附則第十四項の規定については、昭和二十九年一月一日から、附則第十五項の規定については、昭和二十九年七月一日から適用する。</p> <p>2 昭和二十九年三月三十一日以前の退職による退職手当については、なお従前の例による。</p> <p>3 昭和二十九年三月三十一日に現に在職していた職員の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第四項から第七項までの規定によるほか、第七条（第五項中段を除く。）、第七条の二、第七条の三ならびに三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）附則第九項および附則第十五項の規定の例による。</p>

4	<p>昭和二十九年三月三十一日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。</p> <p>一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第三号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間</p> <p>二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続</p>
---	--

いて旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第三項第六号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに

	<p>に、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間</p>
5	<p>昭和二十九年三月三十一日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p> <p>一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸しうを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、当該任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認または勸しうを受けた任命権者に属する職員となつたもの</p> <p>二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸しうを受け、引き続いて在外研究員または外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究または留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの</p>
6	<p>昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十九年三月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p> <p>一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日</p> <p>二 外国政府職員等、外国特殊機関職員または在外研究員等 昭和二十年八月十六</p>

目	三 救護員で戦地勤務に服したことのあ
目	る者または軍人軍属 その身分を失つた
7	<p>先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第九号）第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたものまたはこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定に基く総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定または特別の手續によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和二十九年三月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。</p>
8	昭和二十九年三月三十一日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公

務員等（もとの外地の地方公共団体またはこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項および次項において同じ。）から引き続いて職員となつたものおよび同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて同年四月一日以後に引き続いて職員となつたものの同年三月三十一日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第四項から前項までの規定を準用するほか、第七条第五項および第六項、第七条の三ならびに条例第三十四号附則第九項および附則第十五項の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第三十四号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第三項の特殊退職および附則第十四項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和二十九年三月三十一日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないうで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

10 昭和二十年八月十五日に現に附則第六項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員および在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十九年四月一日以後にお

いてその本邦に帰還した日から三年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたものまたは同年四月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引続きいて職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年四月一日以後において最初に開始する職員または職員以外の地方公務員等としての在職期間に引続きいたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引続きいたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員または職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

11 前項に規定する者の昭和二十九年三月三十一日（同年四月一日以後に附則第六項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第四項および附則第五項（これらの規定を附則第八項において準用する場合を含む。）並びに附則第九項の規定を準用するほか、第七条第五項および第六項ならびに第七条の三の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第十三項の特殊退職および附則第十四項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退

職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

12 昭和二十九年三月三十一日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第十項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第二條の四から第五條の三まで、第六條から第六條の五まで、条例第三十四号による改正前の第七條の四第二項及び附則第十四項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合(附則第十四項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十四項において例による本項のうち第二号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第二條の四から第五條の三まで及び第六條から第六條の五まで、三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十七年三重県条例第五十七号)附則第四項並びに条例第三十四号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際

支給を受けるこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第七項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十二号。以下この号において「条例第十二号」という。）による改正前の第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは条例第十二号による改正前の第五条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、条例第十二号による改正前の第四条第一項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

13 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職または身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

- 一 職員が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職
 - 二 職員または職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員または職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日またはその翌日に職員または当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職
 - 三 附則第四項各号または附則第五項各号（これらの規定を附則第八項および附則第十一項において準用する場合を含む。）の退職
 - 四 附則第七項（附則第八項において準用する場合を含む。）の退職
 - 五 外地官署所属職員または軍人軍属の身分の喪失
- 14 職員または職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことのある者である場合には、当該退職の日（当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員と

しての引き続いた在職期間に限る。) 中において、昭和四十四年三月三十一日までの間に、職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職および特殊退職に該当する職員を除く。）をし、かつ、退職の日またはその翌日に、職員または職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第十二項の規定の例による。この場合において、第七条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第三十四号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十三項の特殊退職および附則第十四項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

15 未復員者等（人事委員会規則に定めるものをいう。）の退職手当については、国家公務員退職手当法およびこれに基づく命令の規定を準用する。

16 昭和二十九年一月一日以後に死亡した職員については、死亡給与金、死亡一時金その他これに類するものを支給しない。

17 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）施行の際自治体警察の職員が引き続き三重県地方警察職員となつた場合においては、第七条の規定にかかわらずその者の自治体警察職員としての在職期間は、職員として引き続いて在職したものとみなす。

18 警察法施行の際、国家地方警察職員又は自治体警察職員から引き続いて三重県地方警察職員となつた者で、昭和二十三年三月八日から警察法施行の日の前日までの

	<p>間において、国家地方警察を退職し、退職手当の支給を受け引き続いて自治体警察職員となつたもので、三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十六年三重県条例第十四号）施行の際、現在に在職する職員については、第七条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当の基礎となつた在職期間をその者の職員としての在職期間に通算するものとする。この場合において支給する退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五までの規定により計算した退職手当の額から別に規則で定める額を控除した額とする。</p>
	<p>19 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に退職し、又は退職する職員に支給する退職手当の額は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三重県条例第三十四号。以下「昭和五十六年条例」という。）附則第三項及び第四項の規定にかかわらず、昭和五十六年条例による改正後の職員の給与等に関する条例の規定による給料月額により算定する。</p>
<p>2 昭和六十年四月一日に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間を有するもの又は昭和六十二年四月一日に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本</p>	<p>20 昭和六十年四月一日に在職する職員で旧専売公社若しくは旧電信電話公社の職員としての在職期間を有するもの又は昭和六十二年四月一日に在職する職員で旧国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道（以下この項において「旧公社等」という。）の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>

<p>国有鉄道（以下「旧国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道（以下この項において「旧公社等」という。）の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	
<p>3] 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）</p>	<p>2] 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>

<p>の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	
<p>4 (略)</p>	<p>22 (略)</p>
<p>5 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第三十四号。以下「昭和四十八年改正条例」という。))附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三の二まで及び附則第十四項から第二十二項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第五項」とする。</p>	<p>23 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十四号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第二十三項」とする。</p>
<p>6 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項、第五条の二(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)又は第五条の二の二及び附則第十七項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>24 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十四号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項、第五条の二又は第五条の二の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第十五項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>25 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第三十四号附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十三項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>8 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第十三条の規定による改正前の日本国有</p>	<p>26 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第十一条の規定による改正前の日本国有</p>

鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成十二年三重県条例第九十四号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間において、二十年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で、退職の日の属する年度の末日における年齢が四十五年以上（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。）第六条第一項に規定する医療職給料表^(二)又は医療職給料表^(三)の適用を受ける職員にあつては五十年以上）であるもの（給与条例第六条第一項に規定する教育職給料表及び医療職給料表^(一)の適用を受ける職員を除く。）に対する第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、第四条第一項及び第五条第一項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職

<p>9) ～ 11) (略)</p>	<p>28) 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の三の規定は、適用しない。</p> <p>29) ～ 31) (略)</p>
<p>12) 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額を減額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。</p>	
<p>13) 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同</p>	<p>32) 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同</p>

法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

とする。

14 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十四項」とする。

15 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

とする。

16	<p>前二項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第三条第二項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p>
17	<p>職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。）附則第二十四項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>
18	<p>当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日」とあるのは一定年（附則第十六項に規定する職員以外の者であつて職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）。以下「令和四年旧職員定年条例」という。）第三条本文の適用を受けていた者にあつては六十歳に達する日の属する年度の末日とし、令和四年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十六項に規定する職員に該当する職員にあつては六十五歳に達する日の属する年度の末日とする。）退職日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項、第五条の二第一項第二号の項、第五条の二の二第一項第三号の項、第五条の二の二第二項第一号の項及び第五条の二の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「そ</p> <p>の者に係る定年と退職の日の属する年度</p>

の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十六項に規定する職員以外の者であつて令和四年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者にあつては六十歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十六項に規定する職員に該当する職員にあつては六十五歳とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

19 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項、第五条の二第一項第二号の項、第五条の二の二第一項第三号の項、第五条の二の二第二項第一号の項及び第五条の二の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

附則第十六項に規定する職員以外の者	六十歳
附則第十六項に規定する職員	六十五歳

20 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）

	<p>に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の適用並びに第八条の三の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の三第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の三第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>21</p>	<p>当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第十九項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項、第五条の二第一項第二号の項、第五条の二の二第一項第三号の項、第五条の二の二第二項第一号の項及び第五条の二の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第十九項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>
<p>22</p>	<p>当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第十九項の</p>

<p>表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項、第五条の二第一項第二号の項、第五条の二の二第一項第三号の項、第五条の二の二第二項第一号の項及び第五条の二の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>
--

（三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則</p> <p>2 昭和六十年三月三十一日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者が、年齢五十年以上で退職した場合（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八条の六第一項</u>の規定により退職した者（同法<u>第二十八条の七第一項</u>の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく</p>	<p>1 附 則</p> <p>2 昭和六十年三月三十一日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者が、年齢五十年以上で退職した場合（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八条の二第一項</u>の規定により退職した者（同法<u>第二十八条の三第一項</u>の期限若しくは同条第二項の規定により延長された期限の到来又は同法<u>第二十八条の四第一項</u>の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了により</p>

<p>任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)には、三重県職員退職手当支給条例(以下「条例」という。)第五条の規定に該当する場合のほか、同条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。ただし、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)公布日前にその者の非違によることなく退職の勸奨を受け、当該勸奨を拒んだ後在職し退職した場合には支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)には、三重県職員退職手当支給条例(以下「条例」という。)第五条の規定に該当する場合のほか、同条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。ただし、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)公布日前にその者の非違によることなく退職の勸奨を受け、当該勸奨を拒んだ後在職し退職した場合には支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

第三条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則</p> <p>1 4 (略)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の三重県職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第七条の四第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に三重県職員退職手当支給条例第三条から第五条まで又は附則第十四項若しくは第十五項の規定に該当</p>	<p>1 附 則</p> <p>1 4 (略)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の三重県職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第七条の四第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者</p>

<p>する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例</u>第三条から第五</p>	<p>に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例</u>第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p>
<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>三重県職員退職手当支給条例</u>第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項、<u>同条例</u>第五条の二（<u>同条例</u>第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。）及び附則第十七項又は<u>同条例</u>第五条の二の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例</u>第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項、<u>新条例</u>第五条の二又は<u>新条例</u>第五条の二の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>三重県職員退職手当支給条例</u>第五条又は附則第十五項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例</u>第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>8 <u>条例</u>第五十七号附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>三重県職員退職手当支給条例</u>第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、<u>条例</u>第五十七号附則第四項並びにこの<u>条例</u>附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき<u>条例</u>第五十七号による改正前の<u>三重県職員退職手当支給条例</u>の規定により計算した退職手当の額と<u>三重県職員退職手当支給条例</u>及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規</p>	<p>8 <u>条例</u>第五十七号附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>新条例</u>第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、<u>条例</u>第五十七号附則第四項並びにこの<u>条例</u>附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき<u>条例</u>第五十七号による改正前の<u>三重県職員退職手当支給条例</u>の規定により計算した退職手当の額と<u>新条例</u>及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い</p>

<p>定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p>	<p>額とする。</p>
<p>9 13 (略)</p>	<p>9 13 (略)</p>
<p>14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する三重県職員退職手当支給条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、同条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十七号附則第四項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第五十七号附則第四項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>一 三重県職員退職手当支給条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十七号附則第四項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額</p> <p>二 (略)</p>	<p>14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十七号附則第四項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第五十七号附則第四項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>一 新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十七号附則第四項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額</p> <p>二 (略)</p>
<p>15 35 (略)</p>	<p>15 35 (略)</p>

第四条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成十五年三重県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 附則</p> <p>1 12 (略)</p> <p>13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で三重県職員退職手当支給条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例</p>	<p>1 附則</p> <p>1 12 (略)</p> <p>13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で三重県職員退職手当支給条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例</p>

<p>第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十三項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>
--	--

第五条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の三重県職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の三重県職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十三項から第二十五項まで、附則第九項の規定による改正前の三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十七号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十七号」という。）附則第二項、附則第十項の規定による改正前の三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十七号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十七号」という。）附則第四項、附則第十一項の規定による改正前の三重</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の三重県職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の三重県職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十二項から第二十五項まで、附則第九項の規定による改正前の三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十七号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十七号」という。）附則第二項、附則第十項の規定による改正前の三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十七号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十七号」という。）附則第四項、附則第十一項の規定による改正前の三重</p>

県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第三十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十四号」という。)附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成十五年三重県条例第五十八号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十八号」という。)附則第十三項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十三項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百四分の八十三・七)を乗じて得た額が、三重県職員退職手当支給条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第五項から第七項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十七号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十七号附則第四項、条例第三十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第五十八号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(附則第四項において「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当

県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第三十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十四号」という。)附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成十五年三重県条例第五十八号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十八号」という。)附則第十三項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十三項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百四分の八十三・七)を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十三項から第二十五項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十七号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十七号附則第四項、条例第三十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第五十八号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(附則第四項において「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

の額とする。 3 ～ 17 (略)	3 ～ 17 (略)
----------------------	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中三重県職員退職手当支給条例附則第二十六項の改正規定（「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。）及び同条例附則第三十二項の改正規定（「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。） 公布の日
 - 二 第一条中三重県職員退職手当支給条例第十条第四項の改正規定及び次項の規定 令和四年七月一日
 - 三 第一条中三重県職員退職手当支給条例第十条第八項の改正規定 令和四年十月一日
- 2 第一条の規定による改正後の三重県職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第十条第四項の規定は、前項第二号に定める施行の日以後に同条第四項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 新条例附則第十三項の規定は、令和四年四月一日以後に退職した新条例第二条第一項に規定する職員について適用する。
(経過措置)
- 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十一号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	
第一章 総則（第一条）	
第二章 定年制度（第二条―第五条）	
第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第六条―第十二条）	
第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十三条・第十四条）	
第五章 雑則（第十五条）	
附則	
第一章 総則 （趣旨）	（趣旨）
第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。） <u>第二十二條の四第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> 、 <u>第二十二條の五第一項、第二十八條の二（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> 、 <u>第二十八條の五、第二十八條の六第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> 、 <u>第二十八條の六第三項並びに第二十八條の七、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條の四第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する</u>	第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） <u>第二十八條の二第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> 、 <u>第二十八條の二第三項並びに第二十八條の三並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十三條第三項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第三条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条、第三条及び第五条において同じ。）</u>

<p>る法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十三条第三項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第三条第二項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。第四条及び第九条から第十二条までを除き、以下同じ。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第二章 定年制度</p>	
<p>第二条 （略）</p>	<p>第二条 （略）</p>
<p>（定年）</p>	<p>（定年）</p>
<p>第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。</p>	<p>第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。 ただし、病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）の定年は、年齢六十五年とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）の定年は、年齢七十年とする。</p>	
<p>（定年による退職の特例）</p>	<p>（定年による退職の特例）</p>
<p>第四条 任命権者は、定年に達した職員（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この条及び第九条から第十二条までにおいて同じ。）が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引</p>	<p>第四条 任命権者は、定年に達した職員（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この条において同じ。）が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</p>

<p>引き続き勤務させることができる。ただし、 第九条各項の規定により異動期間（同条第 一項に規定する異動期間をいう。以下この 項及び次項において同じ。）（同条第一項 又は第二項の規定により延長された異動 期間を含む。）を延長した職員であつて、 定年退職日において管理監督職（第六条に 規定する職をいう。以下この条及び第三章 において同じ。）を占めている職員につい ては、第九条第一項又は第二項の規定によ り当該異動期間を延長した場合であつて、 引き続き勤務させることについて人事委 員会の承認を得たときに限るものとし、当 該期限は、当該職員が占めている管理監督 職に係る異動期間の末日の翌日から起算 して三年を超えることができない。</p>	<p>一 当該職務が高度の知識、技能又は経験 を必要とするものであるため、当該職員 の退職により生ずる欠員を容易に補充 することができず公務の運営に著しい 支障が生ずること</p> <p>二 当該職務に係る勤務環境その他の勤 務条件に特殊性があるため、当該職員の 退職による欠員を容易に補充すること ができず公務の運営に著しい支障が生 ずること</p> <p>三 当該職務を担当する者の交替が当該 業務の遂行上重大な障害となる特別の 事情があるため、当該職員の退職により 公務の運営に著しい支障が生ずること</p>
<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規 定により延長された期限が到来する場合 において、前項各号に掲げる事由が引き続 きあると認めるときは、人事委員会の承認 を得て、これらの期限の翌日から起算して 一年を超えない範囲内で期限を延長する ことができる。ただし、当該期限は、当該 職員に係る定年退職日（前項ただし書に規 定する職員にあつては、当該職員が占めて</p>	<p>一 当該職務が高度の知識、技能又は経験 を必要とするものであるため、その職員 の退職により公務の運営に著しい支障 が生ずるとき。</p> <p>二 当該職務に係る勤務環境その他の勤 務条件に特殊性があるため、その職員の 退職による欠員を容易に補充すること ができないとき。</p> <p>三 当該職務を担当する者の交替がその 業務の遂行上重大な障害となる特別の 事情があるため、その職員の退職により 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規 定により延長された期限が到来する場合 において、前項の事由が引き続き存すると 認めるときは、人事委員会の承認を得て、 一年を超えない範囲内で期限を延長する ことができる。ただし、その期限は、その 職員に係る定年退職日の翌日から起算し て三年を超えることができない。</p>

<p>いる管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>	
<p>3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>
<p>4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</p>	<p>4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第五条 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p>
<p>第三章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p>	
<p>第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。</p>	
<p>一 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第十七条第一項、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)第十条、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)第十四条、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二十一条の二第一項に規定する管理職手当を支給する職</p>	
<p>二 前号に掲げる職以外で職務の級が次に掲げる職のうち人事委員会規則で定</p>	

	める職
イ	行政職給料表の職務の級六級以上
ロ	研究職給料表の職務の級五級
ハ	医療職給料表(一)の職務の級三級以上
ニ	医療職給料表(二)の職務の級六級
ホ	医療職給料表(三)の職務の級六級
ヘ	高等学校等教育職給料表の職務の級特二級
ト	中学校・小学校教育職給料表の職務の級特二級
三	警視又は警部の階級にある警察官(第一号に掲げる職を除く。)
四	前各号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職(管理監督職勤務上限年齢)
第七条	法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。 (他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)
第八条	任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をす

	ること。
二	人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
三	当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上で、状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
2	前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号、第二号及び第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他

の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは、「特定任命」と、読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職

	<p>を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>
<p>3</p>	<p>任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該</p>

	<p>職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p>
4	<p>任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</p>
第十条	<p>任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</p> <p>（延長した異動期間の期限の繰上げ）</p>
第十一条	<p>任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。</p> <p>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</p>
第十二条	<p>任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</p>

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第一項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十四条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 細則

第十五条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 11 (略)

附 則

1 11 (略)

(定年に関する経過措置)									
12	<p>令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで</td> <td style="width: 20%;">六十一年</td> </tr> <tr> <td>令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで</td> <td>六十二年</td> </tr> <tr> <td>令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで</td> <td>六十三年</td> </tr> <tr> <td>令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</td> <td>六十四年</td> </tr> </table>	令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年
令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年								
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年								
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年								
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年								
13	<p>令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条ただし書に規定する医師及び歯科医師（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）に対する第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで</td> <td style="width: 20%;">六十六年</td> </tr> <tr> <td>令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで</td> <td>六十七年</td> </tr> <tr> <td>令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで</td> <td>六十八年</td> </tr> <tr> <td>令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</td> <td>六十九年</td> </tr> </table>	令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年	令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年	令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年	令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年
令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年								
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年								
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年								
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年								
(情報の提供及び勤務の意思の確認)									
14	<p>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期</p>								

<p>を定めて任用される職員、非常勤職員及び 第三条第二項に掲げる職員並びに令和四 年改正条例による改正前の第三条ただし 書に規定する職員を除く。以下この項にお いて同じ。)が年齢六十年に達する日の属 する年度の前年度(以下この項において 「情報の提供及び勤務の意思の確認を行 うべき年度」という。)(情報の提供及び 勤務の意思の確認を行うべき年度に職員 でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務 の意思の確認を行うべき年度の末日後に 採用された職員(異動等により情報の提供 及び勤務の意思の確認を行うべき年度の 末日を超過することとなつた職員(以下こ の項において「末日経過職員」という。) を除く。)にあつては、当該職員が採用さ れた日から同日の属する年度の末日まで の期間、末日経過職員にあつては、当該職 員の異動等の日が属する年度(当該日が年 度の初日である場合は、当該年度の前年 度)において、当該職員に対し、当該職 員が年齢六十年に達する日以後に適用さ れる任用及び給与に関する措置の内容そ の他の必要な情報を提供するものとする とともに、同日の翌日以後における勤務の 意思を確認するよう努めるものとする。</p>	
<p>15 警察本部長は、当分の間、警察法第五十 六条の二第一項に規定する特定地方警務 官が年齢六十年に達する日の属する年度 の前年度において、当該特定地方警務官に 対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に 達する日以後に適用される任用及び給与 に関する措置の内容その他の必要な情報 を提供するものとするとともに、同日の翌 日以後における勤務の意思を確認するよ う努めるものとする。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十七項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）（以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この項から附則第十七項までにおいて「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第十項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
 - 二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第

- 二項の規定により勤務した後退職した者
- 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
- 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十四項、附則第十六項又は附則第十七項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者
- 6 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
- 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- 三 施行日以後に新条例第十三条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 四 施行日以後に新条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
- 六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第五項、附則第六項、附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十四項、附則第十六項又は附則第十七項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

- 10 任命権者は、附則第五項の規定によるほか、県がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第六項の規定によるほか、一部事務組合等における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十三條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第十六項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第六項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第十七項及び附則第二十六項において同じ。）に達している者（新条例第十三條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。
- 16 任命権者は、附則第十三項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく

- 選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 17 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十四項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第六項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十四條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 18 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。
（令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職及び年齢）
- 19 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 20 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第二條に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
（令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）
- 21 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 22 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
（令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）
- 23 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第五項から第十八項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第二十五項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 24 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の

前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 25 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十三項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 26 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十三条に規定する年齢六十年以上退職者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十三条又は第十四条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

- 27 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年とする。

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十二号

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例

三重県環境保全基金条例（平成二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第一条 地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、<u>循環的な利用</u>、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、三重県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（運用益金の処理及び使途）</p> <p>第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第二項第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 産業廃棄物の発生抑制、<u>循環的な利用</u>、減量その他適正な処理に関する事業</p> <p>六 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第一条 地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、<u>再生</u>、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、三重県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（運用益金の処理及び使途）</p> <p>第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第二項第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 産業廃棄物の発生抑制、<u>再生</u>、減量その他適正な処理に関する事業</p> <p>六 （略）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一見 勝之

三重県条例第三十三号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
三	建築基準法	仮設興行場等建築	十二万円	三	建築基準法	仮設興行場等建築	十二万円
四	第八十五条	第六項の規	十二万円	四	第八十五条	第五項の規	十二万円
七	定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	許可申請手数料		七	定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
三	建築基準法	一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	十六万円	三	建築基準法	一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	十六万円
四	第八十五条	第七項の規	十六万円	四	第八十五条	第六項の規	十六万円
七	定に基づく一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料		七	定に基づく一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	
三	(略)	(略)	(略)	三	(略)	(略)	(略)

七二五〇の四	三三五五の四	建築基準法第八十七條の三第六項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	十二万円
三三五〇の四	三三五五の四	(略)	(略)	(略)
七二五〇の四	三三五五の四	建築基準法第八十七條の三第七項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	十六万円
三三五〇の四	三三五五の四	(略)	(略)	(略)
七二五〇の四	三三五五の四	建築基準法第八十七條の三第五項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	十二万円
三三五〇の四	三三五五の四	(略)	(略)	(略)

三 百 五 十 五 の 四	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号）第五号第一項から第七項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	別表第十六に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六号第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六号の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合にあつては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額
---------------------------------	---	---------------------	--

三 百 五 十 五 の 四	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号）第五号第一項から第五項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	別表第十六に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六号第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六号の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合にあつては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額
---------------------------------	--	---------------------	--

三百五十五の六	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等	別表第十七に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合にあつては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）
		長期優良住宅建築等計画等	

三百五十五の六	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	別表第十七に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六條の三第一項ただし書の特定構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合にあつては、建築物ごとに、別表第十四第一号に定める金額を加算した金額）
		長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	

三百五十八	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第五十一条及び第十六条第一項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第五十二条第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員免許状の授与等手数料	三千三百円	（略）
三百五十七	教育職員免許法第五十一条第二項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員免許状の授与手数料	三千三百円	（略）
三百五十六	教育職員免許法第五十一条の臨時免許	教育職員臨時免許料	千七百円	（略）

三百五十八	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第五十一条及び第二項並びに第十六条第二項及び第二項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第五十二条第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員免許状の授与等手数料	三千三百円	（略）
三百五十七	教育職員免許法第五十一条第三項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員免許状の授与手数料	三千三百円	（略）
三百五十六	教育職員免許法第五十一条の臨時免許	教育職員臨時免許料	千七百円	（略）

三九百五十	(略)	(略)	(略)	八
(略)	(略)	(略)	(略)	第五項の規定に基づく臨時免許料の授与及び同法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)	許状の授与等手数
(略)	(略)	(略)	(略)	
三九百五十	(略)	(略)	(略)	八
(略)	(略)	(略)	(略)	第六項の規定に基づく臨時免許料の授与及び同法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)	教育職員免許法第九条の二第一項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新
(略)	(略)	三千百円	(略)	教育職員免許法第九条の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長
(略)	(略)	三千百円	(略)	

六十	三百六十二の二	削除		
六十	三百六十三の三	削除		
六十	三百六十四の四	削除		
六十	三百六十二の二	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二條第二項及び第三項第三号の規定に基づく免許状更新講習の修了の確認	免許状更新講習修了確認手数料	三千百円
六十	三百六十三の三	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第四項の規定に基づく修了確認期限の延期	修了確認期限の延期手数料	三千百円
六十	三百六十四の四	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二條第五項の規定に基づく免許状更新講習の受講の免除	免許状更新講習の受講免除手数料	三千百円

三百六十の五	(略)	(略)	(略)
三百六十の四	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

別表第十六（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料）
 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項、第二項又は第五項から第七項までの規定に基づく場合

区分	新築		増改築又は建築行為なし	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六号に掲げる基準に適用する	その他の住宅の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する	その他の住宅の場合
	戸当たりの手数料の金額			

三百六十の五	(略)	(略)	(略)
三百六十の六	三百五十八の三の項及び第八の四の項並びに三百六十の二の項から三百六十の四の項までに掲げる事務に係る証明書の再交付	有効期間更新証明書等再交付手数料	四百円
三百六十の四	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

別表第十六（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画認定申請手数料）
 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項、第二項又は第五項の規定に基づく場合

区分	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅の普及の促進に関する
	戸当たりの手数料の金額			

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第十七(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更に係る認定申請手数料)				
一 長期優良住宅建築等計画等変更(長期使用構造等)認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)				
区分	新築		増改築又は建築行為なし	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第一項第	その他の場合	長期優良住宅の普及の	その他の場合
				法律第六條第二項第

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第十七(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定申請手数料)				
一 長期優良住宅建築等計画変更(長期使用構造等)認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第二項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)				
区分	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の	長期優良住宅の普及の	その他の場合	長期優良住宅の普及の
				法律第六條第二項第

(略)	(略)	(略)	の場合	の交
(略)	(略)	(略)	たも	を
(略)	(略)	(略)	あ	る
(略)	(略)	(略)	場	合
(略)	(略)	(略)	の	交

一 長期優良住宅建築等計画等変更（長期使用構造等以外）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築又は建築行為なし
(略)	(略)	(略)

二 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六号に掲げる基準に適合した住宅	その長期優良住宅の普及の促進に関する	その長期優良住宅の普及の促進に関する
	他の長期優良住宅の普及の促進に関する	他の長期優良住宅の普及の促進に関する

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等以外）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
(略)	(略)	(略)

二 長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等）認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
長期優良住宅の普及の促進に関する	その長期優良住宅の普及の促進に関する	その長期優良住宅の普及の促進に関する
	他の長期優良住宅の普及の促進に関する	他の長期優良住宅の普及の促進に関する

用構造等以外) 認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。)

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築
(略)	(略)	(略)

五 長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時等) 認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第三項の規定に基づく管理者等が選任された場合)

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築	増改築
(略)	(略)	(略)

用構造等以外) 認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第三項又は第四項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。)

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
(略)	(略)	(略)

五 長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時等) 認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第三項の規定に基づく管理者等が選任された場合)

区分	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第三百四十七号の項及び第三百四十七号の二の項の改正規定並びに同表第三百五十二号の五の項及び第三百五十二号の六の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一第三百五十六号の項から第三百五十八号の項までの改正規定、同表第三百五十八号の三の項及び第三百五十八号の四の項を削る改正規定、同表第三百六十号の二の項から第三百六十号の四の項までの改正規定並びに同表第三百六十号の六の項を削る改正規定 令和四年七月一日
- 三 別表第一第三百五十五号の五の項及び第三百五十五号の六の項の改正規定、別表第十六の改正規定並びに別表第十七の改正規定 令和四年十月一日

三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月二十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十四号

三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>（課税の根拠）</p> <p>第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、<u>循環的な利用</u>、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。</p> <p>（課税標準）</p> <p>第七条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の区分</th> <th style="text-align: center;">処理係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 焼却施設又は脱水施設</td> <td style="text-align: center;">〇・一〇</td> </tr> <tr> <td>二 乾燥施設又は中和施設</td> <td style="text-align: center;">〇・三〇</td> </tr> <tr> <td>三 油水分離施設又はメタン発酵施設</td> <td style="text-align: center;">〇・二〇</td> </tr> <tr> <td>四 炭化施設</td> <td style="text-align: center;">〇・四〇</td> </tr> <tr> <td>五 前各項に掲げる施設以外の中間処理施設</td> <td style="text-align: center;">一・〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」、「油水分離施設」、「メタン発酵施設」及び「炭化施設」とは、</p>	施設の区分	処理係数	一 焼却施設又は脱水施設	〇・一〇	二 乾燥施設又は中和施設	〇・三〇	三 油水分離施設又はメタン発酵施設	〇・二〇	四 炭化施設	〇・四〇	五 前各項に掲げる施設以外の中間処理施設	一・〇〇	<p>（課税の根拠）</p> <p>第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、<u>再生</u>、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。</p> <p>（課税標準）</p> <p>第七条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の区分</th> <th style="text-align: center;">処理係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 焼却施設又は脱水施設</td> <td style="text-align: center;">〇・一〇</td> </tr> <tr> <td>二 乾燥施設又は中和施設</td> <td style="text-align: center;">〇・三〇</td> </tr> <tr> <td>三 油水分離施設</td> <td style="text-align: center;">〇・二〇</td> </tr> <tr> <td>四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設</td> <td style="text-align: center;">一・〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」及び「油水分離施設」とは、廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二</p>	施設の区分	処理係数	一 焼却施設又は脱水施設	〇・一〇	二 乾燥施設又は中和施設	〇・三〇	三 油水分離施設	〇・二〇	四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	一・〇〇
施設の区分	処理係数																						
一 焼却施設又は脱水施設	〇・一〇																						
二 乾燥施設又は中和施設	〇・三〇																						
三 油水分離施設又はメタン発酵施設	〇・二〇																						
四 炭化施設	〇・四〇																						
五 前各項に掲げる施設以外の中間処理施設	一・〇〇																						
施設の区分	処理係数																						
一 焼却施設又は脱水施設	〇・一〇																						
二 乾燥施設又は中和施設	〇・三〇																						
三 油水分離施設	〇・二〇																						
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	一・〇〇																						

廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。

第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。

2 (略)
(課税標準の特例)

2 (略)
(課税標準の特例)

第八条 (略)

第八条 (略)

2 産業廃棄物の中間処理施設のうち規則で定める再生施設又はエネルギーを回収する施設(バイオマス(動植物に由来する有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。)をいう。)から電気、熱、その他のエネルギーを回収する施設に限る。)(第十二条においてこれらを「再生施設等」という。)へ搬入する場合においては、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

2 産業廃棄物を中間処理施設のうち規則で定める再生施設(以下「再生施設」という。)へ搬入する場合においては、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

(申告納付の手続)

(申告納付の手続)

第十二条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに(課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあつては、当該事業所の廃止の日から一月以内に)、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設等へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

第十二条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに(課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあつては、当該事業所の廃止の日から一月以内に)、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(産業廃棄物税の用途)

(産業廃棄物税の用途)

第十九条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

第十九条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る

産業廃棄物税について適用する。ただし、次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

- 2 この条例による改正後の三重県産業廃棄物税条例第八条第二項の規定による規則で定めるエネルギーを回収する施設に係る規則で定めるところによる中間処理施設の設置者からの申出及びこれに基づき知事の認定並びにこれらに関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の目前においても行うことができる。

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十五号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例(平成二十七年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除又は不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第</p>	<p>(課税免除又は不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第</p>

<p>九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第二条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(昭和六十一年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することがで</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することがで</p>

きる。

一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和五年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率の十分の一の税率

きる。

一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和五年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四

<p>イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>
--	--

（三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第三条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例（平成二年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税免除）</p> <p>第二条 知事は、法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第</p>	<p>（課税免除）</p> <p>第二条 知事は、法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第</p>

四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。)又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域(法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。)のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第一号の中欄又は第四十五条第三項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第四項の表の第一号の下欄又は第四十五条第三項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(第二号及び第三号において「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等(1)において「資本金の額等」という。)が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をした者(第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより

四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。)又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域(法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。)のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(第二号及び第三号において「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等(1)において「資本金の額等」という。)が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をした者(第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算

計算した額に対して課する事業税 (1)・(2) (略) ロ (略) 二・三 (略)	した額に対して課する事業税 (1)・(2) (略) ロ (略) 二・三 (略)
--	--

(三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第四条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（平成五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対し</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第三号又は第四十五条第二項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対し</p>

<p>て課する事業税</p> <p>(1) 製造業又は旅館業 五百万円（租 税特別措置法施行令（昭和三十二年 政令第四十三号）第二十八条の九第 十項第一号に規定する資本金の額 等が五千万円超一億円以下である 法人にあつては千万円とし、資本金 の額等が一億円超である法人にあ つては二千万円とする。）以上のも の</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>て課する事業税</p> <p>(1) 製造業又は旅館業 五百万円（租 税特別措置法施行令（昭和三十二年 政令第四十三号）第二十八条の九第 十項に規定する資本金の額等が五 千万円超一億円以下である法人に あつては千万円とし、資本金の額等 が一億円超である法人にあつては 二千万円とする。）以上のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。
- 3 第二条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。
- 4 第三条の規定による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和四年四月一日以後に取得等された設備について適用する。
- 5 第四条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十六号

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前				
別表第三（第十一条、第十八条、第十九条関係）		別表第三（第十一条、第十八条、第十九条関係）				
一 （略）		一 （略）				
二 体育館		二 体育館				
区分	利用料金	区分	利用料金			
	午前 八時 三十分 から 午後 五時 五十分 まで		午後 一時 五十分 から 午後 九時 五十分 まで	午前 八時 三十分 から 午後 一時 五十分 まで	午後 一時 五十分 から 午後 九時 五十分 まで	
施設	一、 三二〇 円	一、 三二七 円	二、 四二〇 円	三、 〇八〇 円	四、 一八〇 円	五、 〇五〇 円
冷暖房設備	二、五〇〇円（一時間当たり）					

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十七号

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例（平成十一年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号。以下「法」という。）<u>第五条第四項</u>の規定に基づき、三重県教育職員特別免許状授与審査委員（以下「審査委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議）</p> <p>第五条 審査委員は、法第四条第三項の特別免許状の授与に係る教育職員検定についての判定に関する事項を審議し、<u>法第五条第六項</u>に定める委員会に意見を述べるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号。以下「法」という。）<u>第五条第五項</u>の規定に基づき、三重県教育職員特別免許状授与審査委員（以下「審査委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議）</p> <p>第五条 審査委員は、法第四条第三項の特別免許状の授与に係る教育職員検定についての判定に関する事項を審議し、<u>法第五条第七項</u>に定める委員会に意見を述べるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員(以下「職員」という。)とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十二</p> <p>条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第十条の二 地公法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第九条の三の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員(以下「職員」という。)とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十八</p> <p>条の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第十条の二 地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 再任用職員で地公法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める</p>

(通勤手当)

第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通

もの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤

勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

一 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ、ハ （略）

二 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）に

に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

一 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ、ハ （略）

二 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第七項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）に

あつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4 5 7 (略)
(時間外勤務手当)

第十八条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に

あつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4 5 7 (略)
(時間外勤務手当)

第十八条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に

応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一・二 （略）

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第四条第二項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務すること

応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一・二 （略）

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第四条第二項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務すること

を命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割

を命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割合を

<p>合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>	<p>乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>
<p>6 (略) (期末手当)</p>	<p>6 (略) (期末手当)</p>
<p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十三条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一〜四 (略)</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一〜四 (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p>
<p>4〜6 (略) (勤勉手当)</p>	<p>4〜6 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この項から第三項まで及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
<p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職</p>	<p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職</p>

<p>員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額</p>	<p>し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額</p>
<p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額</p>	<p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 5 (略) (義務教育等教員特別手当)</p>	<p>3 5 (略) (義務教育等教員特別手当)</p>
<p>第二十五条の三 (略)</p>	<p>第二十五条の三 (略)</p>
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。</p>
<p>3 4 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>	<p>3 4 (略) (再任用職員についての適用除外)</p>
<p>第二十五条の四 第十条、第十一条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第二十五条の四 第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、再任用職員には適用しない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 15 (略) (定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</p>	<p>1 15 (略)</p>
<p>16 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十八項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第九条の三の規定により当該職員の属する職務の級並びに第十条及び第十一条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十</p>	

	<p>円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。</p>
17	<p>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>一 臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員</p> <p>三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p>
18	<p>地公法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第二十項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十六項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額(別表第一備考(二)及び別表第二備考(二)の規定により加算された額を含む。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十六項の規定により当該職員が受</p>

	ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
19	前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第九条の三の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第九条の三の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
20	異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十六項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十八項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
21	附則第十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
22	附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合

	計額」とする。
23	附則第十六項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。
24	附則第十六項から前項までに定めるもののほか、附則第十六項の規定による給料月額、附則第十八項の規定による給料その他附則第十六項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 238,700	円 279,000	円 307,700	円 335,800	円 419,900

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 229,900	円 275,800	円 302,800	円 329,100	円 409,900

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 193,400	円 220,000	円 248,200	円 286,800	円 327,500

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 192,400	円 219,900	円 259,900	円 279,300	円 294,400	円 319,800

務 員						
--------	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第十六項から第二十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第十条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第九条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第九条の三の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第九条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第九条の三の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第十六条第二項並びに第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第二十三条第三項及び第二十五条の三の規定を適用する。
- 9 新条例第二十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。
- 10 新条例第十条、第十一条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

12 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（育児短時間勤務職員等についての公立学校職員給与条例の特例） 第十九条 育児短時間勤務職員等についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			（育児短時間勤務職員等についての公立学校職員給与条例の特例） 第十九条 育児短時間勤務職員等についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十条	(略)	(略)	第十条	(略)	(略)
第二項及び第十一条			第二項及び第十一条		
第二項			第二項		
第十条	とする		第十条	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第二項			第二項		
第十六条	再任用	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三	第十六条	再任用	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三
条第二	短時間		条第二	短時間	

項第二号	短時間勤務職員	年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
(略)	(略)	(略)
第十八条第三項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
(略)	(略)	(略)

(任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例)

第二十五条 任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十六条第二項第二号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三
(略)	(略)	年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
(略)	(略)	(略)
第十八条第三項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

項第二号	勤務職員	年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
(略)	(略)	(略)
第十八条第三項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
(略)	(略)	(略)
第十八条第四項	第二項の	職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十条の
(略)	(略)	(略)

(任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例)

第二十五条 任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十六条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三
(略)	(略)	年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
(略)	(略)	(略)
第十八条第三項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

	<p>第二十条の四、第二十一条、第十五条の三、第十七条及び第十七条の十一</p>	<p>定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>第十条、第十一条、第十五条の三及び第十六条の二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>勤務職員</p>
<p>11 (略)</p>	<p>附則 （公立学校職員給与条例附則第十六項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</p>					
<p>12</p>	<p>育児短時間勤務職員等に対する公立学校職員給与条例附則第十六項の規定の適用については、同項中「<u>と</u>とする」とあるのは、「<u>一</u>」に、「公立学校職員勤務時間条例第四条第二項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p>					
	<p>第二十条の四</p>	<p>再任用職員</p>	<p>第十五条、第十五条の三及び第十六条の二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>職員</p>
	<p>附則</p>				<p>第十八条第二項</p>	
					<p>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二十五条の</p>	

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、公立学校職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則(三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)及び三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。))が共同で定める規則をいう。以下同じ。)の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が職員について定められている勤務日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))によ</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、公立学校職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者(次項において「再任用職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則(三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)及び三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。))が共同で定める規則をいう。以下同じ。)の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が職員について定められている勤務日数以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期</p>

<p>る退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。</p> <p>一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。</p> <p>一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。</p> <p>一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の三 第四条第一項第三号及び第五条第一項(第一号を除く。)に規定する者のうち、職員の定年等に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職</p>	<p>第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。</p> <p>一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の三 第四条第一項第三号及び第五条第一項(第一号を除く。)に規定する者のうち、職員の定年等に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職</p>

した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第二項、第五条第二項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替 える規 定	読み替 えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第五項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第二項、第五条第二項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替 える規 定	読み替 えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

<p>一 〇 九 (略)</p> <p>二 〇 五 (略)</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p>	<p>一 〇 九 (略)</p> <p>二 〇 五 (略)</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p>
<p>第八条の三 県委員会は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から二十年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象とするものを行うことができる。</p>	<p>第八条の三 県委員会は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象とするものを行うことができる。</p>
<p>二 〇 一 四 (略)</p> <p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第九条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p>	<p>二 〇 一 四 (略)</p> <p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第九条 職員の退職が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条および第二十一条または船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与またはこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p>
<p>第十条 (略)</p> <p>二 〇 三 (略)</p> <p>四 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、県委員会にその旨を申し出たときは、第一項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者</p>	<p>第十条 (略)</p> <p>二 〇 三 (略)</p> <p>四 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、県委員会にその旨を申し出たときは、第一項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者</p>

を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期

を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期

<p>間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、県委員会にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。</p>	<p>間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」とする。</p>
<p>5 7 (略)</p>	<p>5 7 (略)</p>
<p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>1 4 (略)</p>	<p>1 4 (略)</p>
<p>五 公共職業安定所、職業安定法第四十条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p>	<p>五 公共職業安定所、職業安定法第四十条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>9 14 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合</p>	<p>9 14 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合</p>

<p>等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>三 県委員会が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>三 県委員会が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該</p>	<p>第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該</p>

退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 （略）

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 県委員会が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 ～ 6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、県委員会が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日か

退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 （略）

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 県委員会が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 ～ 6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、県委員会が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当

<p>ら六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、県委員会は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、県委員会は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する三重県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する三重県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、</p>	<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、</p>

当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として

当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として

<p>の引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>の引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6 ～ 8 (略) 附 則 (施行期日)</p>	<p>6 ～ 8 (略) 附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。</p>
	<p>(昭和二十八年七月三十一日に在職する職員の同日以前の勤続期間の計算)</p> <p>2 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員（附則第八項に規定する者に該当する者を除く。）の同日以前における勤続期間の計算については、次項から第六項までの規定によるほか、第七条（第五項中段を除く。）ならびに公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下「条例第四十四号」という。）附則第九項および附則第十五項の規定の例による。</p> <p>(昭和二十八年七月三十一日以前における外国政府職員等の在職期間の取扱い)</p>
	<p>3 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者</p>

の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。））、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第三号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和十七年法律第七

十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第三項第六号の規定により総務大臣が指定するもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員と

	<p>なり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間</p> <p>(昭和二十八年七月三十一日以前における在外研究員等の在職期間の取扱い)</p>
<p>4</p>	<p>昭和二十八年七月三十一日以前において、先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勸奨を受け、引き続いて在外研究員等(施行令附則第四項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)となるため退職し、かつ、その研究または留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p> <p>(昭和二十八年七月三十一日以前における外地官署所属職員、軍人軍属等の在職期間の取扱い)</p>
	<p>5</p> <p>昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十八年七月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、その各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p> <p>一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和二十一年勅令第二百八十七号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日</p> <p>二 外国政府職員等 外国特殊機関職員 または在外研究員等 昭和二十年八月十六日</p> <p>三 救護員で戦地勤務に服したことのあつた者または軍人軍属 その身分を失つた日</p> <p>(昭和二十八年七月三十一日以前におけ</p>

	<p>る教職追放解除者、公職追放解除者の在職期間の取扱い)</p>
<p>6</p>	<p>先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和二十一年勅令第九号)第一条もしくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第三条の規定により退職させられたものまたはこれらに準ずる措置でその者の意志によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十一年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。)が、その退職の後、法令の規定または特別の手續によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日)から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。</p> <p>(昭和二十八年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算)</p>
<p>7</p>	<p>昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体または</p>

これに準ずるものに勤務していた公務員
 および規則で定める者を含む。以下本項に
 おいて同じ。) から引き続いて職員となつ
 たものおよび同日に現に在職する職員以
 外の地方公務員等であつて、同年八月一日
 以後に引き続いて職員となつたものの同
 年七月三十一日以前における職員以外の
 地方公務員等としての勤続期間の計算に
 ついては、附則第三項から前項までの規定
 を準用するほか、第七条第五項(ただし書
 中「退職により」とあるのは、「退職(条
 例第四十四号による改正前の第七条の二
 第一項の退職、附則第十項の特殊退職およ
 び附則第十一項に規定する職員または職
 員以外の地方公務員として在職した後こ
 の条例の規定による退職手当またはこれ
 に相当する給与の支給を受けてした退職
 を除く。)により」と読み替えるものとす
 る。) および第六項ならびに条例第四十四
 号附則第九項および附則第十五項の規定
 の例による。この場合において、先に職員
 として在職した者であつて同年七月三十
 一日以前においてこの条例の規定による
 退職手当に相当する給与の支給を受ける
 ことなく引き続いて職員以外の地方公務
 員等となつたものについては、第十九条第
 二項の規定により退職手当を支給されな
 いで職員以外の地方公務員等となつたも
 のとみなして本項の規定を適用する。
 (昭和二十八年八月一日以後に外地官署
 所属職員等であつた者が就職した場合の
 在職期間の取扱い)

8 昭和二十年八月十五日に現に附則第五
 項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服
 したことがある者、外国特殊機関職員およ
 び在外研究員等を除く。以下本項において
 「外地官署所属職員等」という。)であつ
 た者で同日において本邦外にあつたもの
 のうち、昭和二十八年八月一日以後におい

てその本邦に帰還した日から三年（特殊の事情があると認められる場合には、県委員会が定める期間を加算した期間）内に他に就職することなく職員となつたものまたは同年八月一日以後において当該期間内に他に就職することなく職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の昭和二十八年八月一日以後において最初に開始する職員または職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。この場合において、昭和二十八年七月三十一日（同年八月一日以後に附則第五項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間（附則第二項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）の計算については、附則第三項および附則第四項（これらの規定を前項前段において準用する場合を含む。）ならびに前項後段の規定を準用するほか、第七条（前項前段においてその例による場合を含む。）（第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第十項の特殊退職および附則第十一項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替える。）の規定の例による。

（特殊退職の場合の退職手当）

9 昭和二十八年七月三十一日（次項第六号

に規定する退職をした者については、規則で定める日)に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前項前段に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例第四十四号による改正前の第七条の第二項及び附則第十一項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合(附則第十一項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当(これに相当する給与を含む。))の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十一項において例による本項のうち第二号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年三重県条例第五十九号)附則第三項並びに条例第四十四号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退

職手当（これに相当する給与を含む。）の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該退職手当の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該退職手当の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第六項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十四号。以下この号において「条例第三十四号」という。）による改正前の第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち、同条第一項第四号に掲げる者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは条例第三十四号による改正前の第五条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、条例第三十四号による改正前の第四条第二項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

10 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職または身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

- 一 職員が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職
- 二 職員または職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員または職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日またはその翌日に職員または当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職
- 三 附則第三項各号または附則第四項（これらの規定を附則第七項および附則第八項後段において準用する場合を含む。）の退職
- 四 附則第六項（附則第七項前段において準用する場合を含む。）の退職
- 五 外地官署所属職員または軍人軍属の身分の喪失
- 六 規則で定める退職
 - 11 職員または職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十二号）第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を一回以上した者については、

	<p>そのうちの最終の退職の日)以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。)中において、昭和三十八年三月三十一日までの間に、職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職および特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日またはその翌日に、職員または職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第九項の規定の例による。この場合において、第七条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第四十四号による改正前の第七条の二第一項の退職、附則第十項の特殊退職および附則第十一項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。</p> <p>(死亡賜金支給の中止)</p> <p>12 昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、従前の例により支給することとされていた旧官吏俸給令(昭和三十二年勅令第百九十二号)に規定する死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。</p> <p>(未復員者の退職手当)</p> <p>13 未復員者等(規則で定めるものをいう。)の退職手当については、国家公務員退職手当法およびこれに基づく命令の規定を準用する。</p>
<p>2) 昭和六十年四月一日に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧</p>	<p>14 昭和六十年四月一日に在職する職員で旧専売公社若しくは旧電信電話公社の職員としての在職期間を有するもの又は昭和六十二年四月一日に在職する職員で旧</p>

<p>専売公社」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間を有するもの又は昭和六十二年四月一日に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道(以下この項において「旧公社等」という。)の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道(以下この項において「旧公社等」という。)の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>3) 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年</p>	<p>15) 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等</p>

<p>法律第八十七号)第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第二項に規定する職員としての引き続きた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続きた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>16 (略)</p>
<p>5 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下「昭和四十八年改正条例」という。)附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三まで及び附則第十三項から第二十項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第五項」とする。</p>	<p>17 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第四十四号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第十七項」とする。</p>
<p>6 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二及び附則第十五項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>18 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第四十四号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第十四項の規定に該当する</p>	<p>19 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第四十四号附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対す</p>

<p>退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>る退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第十七項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
	<p>20 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年三重県条例第九十六号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間において、二十年以上勤続し、その者の非違によることなく、県委員会の定める基準に基づき、勸奨を受けて退職した者で、退職の日の属する年度の末日における年齢が四十五年以上であるものに対する第四条第二項及び第五条第二項の規定の適用については、第四条第二項及び第五条第二項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が十年を超えるときは、十年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。</p>
<p>8 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第十三条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員と</p>	<p>21 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の三の規定は、適用しない。</p> <p>22 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員と</p>

して在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

9 ～ 11 （略）

12 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域

して在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

23 ～ 25 （略）

26 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域

<p>内に居住し、かつ、県委員会が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四十条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」 とする。</p>	<p>内に居住し、かつ、県委員会が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四十条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」 とする。</p>
<p>13 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第三項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十三項」とする。</p>	
<p>14 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第三項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十四項」とする。</p>	
<p>15 公立学校職員の給与に関する条例附則第十六項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>	
<p>16 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する</p>	

定年退職日」とあるのは「六十歳に達する日の属する年度の末日」と、第五条の三の表第四条第二項及び第五条第二項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「六十歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

17 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が六十歳を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第二項及び第五条第二項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

18 当分の間、第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第五条の三の規定の適用及び第八条の三の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の三第一項中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の三第一項中「定年」とあるのは

	「六十歳」とする。
19	<p>当分の間、第五条第一項第二号及び第三号に掲げる者が六十歳に達する日以前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第二項及び第五条第二項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「六十歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>
20	<p>当分の間、第五条第一項第二号及び第三号に掲げる者が六十歳に達した日以後に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第二項及び第五条第二項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年</p>

数で除して得た割合」とする。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則 (略) (整理退職の場合と同じ退職手当を支給する特例)</p> <p>2 昭和六十年三月三十一日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する者が、年齢五十年以上で退職した場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく三重県教育委員会の定める基準に基づき勸奨を受けて退職した者に限る。)には、公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「条例」という。)第五条の規定に該当する場合のほか、同条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。ただし、職員の設定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)の公布日前にその者の非違によることなく退職の勸奨を受け、当該勸奨を拒んだ後在職し退職した場合には支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 附 則 (略) (整理退職の場合と同じ退職手当を支給する特例)</p> <p>2 昭和六十年三月三十一日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する者が、年齢五十年以上で退職した場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限若しくは同条第二項の規定により延長された期限の到来又は同法第二十八条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく三重県教育委員会の定める基準に基づき勸奨を受けて退職した者に限る。)には、公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「条例」という。)第五条の規定に該当する場合のほか、同条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。ただし、職員の設定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)の公布日前にその者の非違によることなく退職の勸奨を受け、当該勸奨を拒んだ後在職し退職した場合には支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改正後	改正前
<p>1 附 則 1 4 (略)</p>	<p>1 附 則 1 4 (略)</p>
<p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第七条の二第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十三項若しくは第十四項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第三条から第五条の三まで及び附則第十三項から第二十項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第七条の二第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p>
<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第五条の二及び附則第十五項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十四項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本</p>	<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として</p>

<p>額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 ～ 35 (略)</p>	<p>附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 ～ 35 (略)</p>
---	---

第四条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>

第五条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者</p>	<p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者</p>

の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで、附則第九項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十九号」という。）附則第二項、附則第十項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十九号」という。）附則第三項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第四十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十二号」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都

の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで、附則第九項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十九号」という。）附則第二項、附則第十項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十九号」という。）附則第三項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第四十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十二号」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都

<p>合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百四分の八十三・七)を乗じて得た額が、 <u>公立学校職員の退職手当に関する条例</u>第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第五項から第七項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十九号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十九号附則第三項、条例第四十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十二号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(附則第四項において「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3 12 (略)</p>	<p>合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百四分の八十三・七)を乗じて得た額が、 <u>新条例</u>第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第十七項から第十九項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十九号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十九号附則第三項、条例第四十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十二号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(附則第四項において「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3 12 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例附則第二十二項の改正規定(「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。)及び同条例附則第二十六項の改正規定(「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。) 公布の日
 - 二 第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第四項の改正規定及び次項の規定 令和四年七月一日
 - 三 第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第八項の改正規定 令和四年十月一日
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十条第四項の規定は、前項第二号に定める施行の日以後に同条第四項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 新条例附則第十二項の規定は、令和四年四月一日以後に退職した新条例第二条第一項に規定する職員について適用する。

(経過措置)

- 4 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附

則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十八条第四項の規定に基づき、企業庁企業職員（三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）第五条第二項に規定する三重県企業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（第六条第二項及び第二十五条第一項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のものをいう。以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（通勤手当）</p> <p>第五条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料道路（以下この条において「交通機関等」とい</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十八条第四項の規定に基づき、企業庁企業職員（三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）第五条第二項に規定する三重県企業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のものをいう。以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（通勤手当）</p> <p>第五条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して</p>

う。)を利用してその運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 (略)
(時間外勤務手当)

第六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(退職手当)

その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 (略)
(時間外勤務手当)

第六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(退職手当)

第十七条 (略)

2 (9) (略)

10 第八項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の管理者が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、管理者の定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、同項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは、「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の

第十七条 (略)

2 (9) (略)

10 第八項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の管理者が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、管理者の定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、同項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは、「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の

日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他管理者が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして管理者が定める職員が管理者の定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第八項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第八項及び本項の規定による期間に算入しない。

11 ～ 13 （略）
（給与の減額）

第十九条 （略）

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時

日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」とする。

11 ～ 13 （略）
（給与の減額）

第十九条 （略）

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時

間に限る。)を勤務しないことをいう。)ト
 高齢者部分休業(当該職員が六十歳に達し
 た日の属する年度の翌年度の四月一日以
 後の日で、当該職員が申請において示した
 日からその定年退職日(職員の定年等に関
 する条例(昭和五十九年三重県条例第十九
 号)第一条に規定する定年退職日をいう。)
 までの期間中、一週間の勤務時間の一部
 (通常の勤務時間の二分の一を超えない
 範囲に限る。)について勤務しないことを
 いう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、
 父母、子、配偶者の父母その他管理者が指
 定する者で負傷、疾病又は老齢により管理
 者が指定する期間にわたり日常生活を営
 むのに支障があるもの(以下この項におい
 て「要介護者」という。)の介護をするた
 め、管理者が別に定めるところにより、職
 員の申出に基づき、要介護者の各々が当該
 介護を必要とする一の継続する状態ごと
 に、三回を超えず、かつ、通算して六月を
 超えない範囲内で指定する期間(以下この
 項において「指定期間」という。)内にお
 いて勤務しないことが相当であると認め
 られる場合における休暇をいう。)又は介
 護時間(当該職員が要介護者の介護をする
 ため、要介護者の各々が当該介護を必要と
 する一の継続する状態ごとに、連続する三
 年の期間(当該要介護者に係る指定期間と
 重複する期間を除く。)内において一日の
 勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内
 の時間に限る。)を勤務しないことが相当
 であると認められる場合における休暇を
 いう。)の承認を受けて勤務しない場合に
 は、前項の規定にかかわらず、その勤務し
 ない一時間につき、勤務一時間当たりの給
 与額を減額して給与を支給する。
 (定年前再任用短時間勤務職員等につい
 ての適用除外)

第二十五条 第四条、第四条の三、第十一条、

間に限る。)を勤務しないことをいう。)、
 介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、
 配偶者の父母その他管理者が指定する者
 で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定
 する期間にわたり日常生活を営むのに支
 障があるもの(以下この項において「要介
 護者」という。)の介護をするため、管理
 者が別に定めるところにより、職員の申出
 に基づき、要介護者の各々が当該介護を必
 要とする一の継続する状態ごとに、三回を
 超えず、かつ、通算して六月を超えない範
 囲内で指定する期間(以下この項において
 「指定期間」という。)内において勤務し
 ないことが相当であると認められる場合
 における休暇をいう。)又は介護時間(当
 該職員が要介護者の介護をするため、要介
 護者の各々が当該介護を必要とする一の
 継続する状態ごとに、連続する三年の期間
 (当該要介護者に係る指定期間と重複す
 る期間を除く。)内において一日の勤務時
 間の一部(二時間を超えない範囲内の時間
 に限る。)を勤務しないことが相当である
 と認められる場合における休暇をいう。)の
 承認を受けて勤務しない場合には、前項
 の規定にかかわらず、その勤務しない一時
 間につき、勤務一時間当たりの給与額を減
 額して給与を支給する。
 (再任用職員等についての適用除外)

第二十五条 第四条、第四条の三、第十一条、

<p>第十三条及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</p>	<p>第十三条及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>
<p>3 当分の間、職員(管理者が指定する職員を除く。)の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、管理者が定める額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用を受ける職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p> <p>5 前二項に定めるもののほか、附則第三項の規定による給料月額その他前二項の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十七条第十項の改正規定及び次項の規定は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(次項及び附則第四項において「新条例」という。)第十七条第十項の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後に同条第十項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の管理者が定める職員に該当するに至つた者について適用する。
(経過措置)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員(次項において「暫定再任用職員」という。)であつて、短時間勤務の職(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める職員をいう。)は、新条例第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条及び新条例第六条第二項の規定を適用する。
- 4 新条例第四条、第四条の三、第十一条、第十三条及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十一号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第三十八条第四項の規定に基づき、病院事業庁企業職員(三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)第四条第二項に規定する三重県病院事業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(第十条第二項及び第二十八條第一項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。)以外のものをいう。以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第八条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料道路(以下この条において「交通機関等」とい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第三十八条第四項の規定に基づき、病院事業庁企業職員(三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)第四条第二項に規定する三重県病院事業庁の企業職員で、臨時又は非常勤の職にあるもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。)以外のものをいう。以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第八条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。))を利用して</p>

う。)を利用してその運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 (略)
(時間外勤務手当)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(給与の減額)

その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 (略)
(時間外勤務手当)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(給与の減額)

第二十二條 (略)

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。)を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、
 高齢者部分休業(当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、一週間の勤務時間の一部(通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲に限る。)について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当である

第二十二條 (略)

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。)を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、
 介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当である

<p>いて勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p>	<p>と認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p>
<p>第二十八条 第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第二十八条 第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>附 則 1 5 (略)</p>	<p>附 則 1 5 (略)</p>
<p>(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</p>	
<p>6 当分の間、職員(管理者が指定する職員を除く。)の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、管理者が定める額とする。</p>	
<p>7 前項の規定の適用を受ける職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p>	
<p>8 前二項に定めるもののほか、附則第六項の規定による給料月額その他前二項の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員（次項において「暫定再任用職員」という。）であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、この条例による改正後の病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条及び新条例第十条第二項の規定を適用する。
- 3 新条例第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
